

# 43 都市農業の振興と都市農地の保全

## (1) 農の活きるまち練馬

### ●都市型農業経営の支援

#### 1 経営改善に取り組む農業者の支援

平成23年度から、経営改善に積極的かつ意欲的に取り組む農業者を、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく認定農業者または区独自の制度による都市型認定農業者として認定し、その取組を支援している。

28年3月末時点の認定農業者数は64経営体、都市型認定農業者数は12経営体である。

#### 2 練馬区農の学校事業

区民の中から農家の支え手を育成し、支え手を必要とする農家とのマッチング等を行うため、27年3月に「練馬区農の学校」を開校した。

農の学校では複数のコースを設置しており、初級コース以上を修了した者を「ねりま農サポーター」に認定する。27年度は、25名の「ねりま農サポーター」が誕生し、農家とのマッチングが18件成立した。

#### 3 果樹あるファーム事業

ブルーベリー・ブドウ・カキ・クリなど多様な果樹の直売や摘み取り等を行う農家を支援する「練馬果樹あるファーム」事業を展開し、消費者が季節を通じて手軽に果樹とふれあえる機会の充実を図る。

27年度は、区内における果樹栽培の現状把握や、消費者需要の調査、魅力あるPR展開の検討等を行った。

#### 4 ビール麦「金子ゴールド」のブランド化支援

地場農産物の育成およびブランド化を図るため、東京あおば農業協同組合が実施する、国産初のビール麦「金子ゴールド」の生産および「金子ゴールド」を使用した地ビールの醸造に要する経費の一部を22年度から助成している。

### ●練馬の都市農業の特色を活かした魅力の発信

#### 1 練馬産農産物のブランド名の決定・周知

練馬産農産物の魅力を発信するため、練馬産農産物のブランド化を図る。

平成27年度は、ブランド化に向けて農業者等に意見の聴き取りを行った。

#### 2 ねりマルシェの開催・支援

「ねりマルシェ」とは、新鮮で美味しい練馬産農産物やその加工品などの魅力を区内外に発信することを目的に、区内農業者、商業者等が連携し開催する即売会である。

27年度は、11月7日に若手農業者により組織された「ねりマルシェ実行委員会」と区の共催（後援：東京あおば農業協同組合）により、区立平成つつじ公園で開催した。また、自らマルシェを企画・開催する農家等2団体に対し、当該マルシェのPRおよび運営経費に係る補助等の支援をした。

#### 3 駅等での直売イベントの開催

練馬産農産物の魅力の発信と購入機会の充実を目的として、駅等での直売イベントを開催する。

28年度の実施に向けて、27年度は、西武鉄道や東京あおば農業協同組合と協議を行った。

#### 4 練馬大根育成事業

ほとんど生産されなくなっていた練馬大根の栽培を促進するとともに、地場農産物のブランド品としての販路開拓を図るため、練馬大根育成事業を実施している。27年度は、20軒の農家に栽培委託して14,111本を生産し、生大根・たくあん漬の販売や収穫体験事業のほか、「第9回練馬大根引っこ抜き競技大会」を開催し、収穫した大根を学校給食に提供した。

また、区民、学校、保育園等による栽培を推進するため、種の無料配布を行った。

さらに、練馬大根の伝来種を保存、継承していくため、区内農業者に練馬大根伝来種の保存を委託している。

#### 5 ふれあい農業推進事業

区民が新鮮な農産物を自ら収穫し、生産者とふれあうことを通じて、都市農業についての理解を深めてもらうことを目的として、以下の事業を実施している。

##### (1) 野菜ウォークラリー

参加者がいくつかの畑を回り、生産者から野菜の育て方や収穫の仕方などの説明を聞きながら、地場野菜を観察・収穫する事業である。

東京あおば農業協同組合と生産者の協力のもと、2年から実施している。27年度は、37組（94人）が参加した。

##### (2) 酪農体験

23区唯一の牧場である小泉牧場において、乳搾りや牛とのふれあいを体験する事業である。消費者と近い都市部での酪農の価値を伝え続けるために、17年から実施している。27年度は、87人が参加した。

##### (3) ふれあい農園

区内の生産者が栽培したジャガイモやサツマイモを、参加者が自分の手で収穫できる事業である。

区は、参加申込みの受付や農家への斡旋を行っ

ている。

6 大泉橋戸公園水田事業

地域住民の都市農業への理解を深めることを目的として、23年度に整備した区立大泉橋戸公園内の水田(230㎡)で、24年度から地域団体や小学校等と協同で稲作を実施している。

7 果樹を活用した体験学習事業

柿を収穫するまでの年間の作業を、家族や友人と一緒に体験し学習する事業である。枝の剪定や摘果等の果樹の手入れ方法を学び、農とのふれあいや収穫の喜びを味わうことを目的とし、24年度から実施している。

8 農の魅力を発見できる情報の発信

(1) ねりまの農業紹介冊子

練馬大根、キャベツなど練馬の特産農産物や農業体験農園を始め、身近に農とふれあうことのできる場やイベントなど、練馬の農業の魅力を紹介する冊子「ねりまの農業」(24年度改訂)を配布している。

(2) 農産物直売所マップ

地域で生産された農産物を地域で消費する「地産地消」を推進するため、区内の直売所を掲載した「練馬区農産物直売所マップ～「農」を身近に感じるまち歩きガイド～」を隔年で作成し、配布している。

(3) ブルーベリー観光農園紹介冊子

区内では、農業者によるブルーベリーの栽培が盛んになっており、夏季には手軽に摘み取りを楽しめるブルーベリー観光農園が開園する。27年度は29園が開園した。

この観光農園の情報のほか、周辺の観光スポットや練馬区にちなんだ商品「ねりコレ」の紹介など、まち歩き観光に役立つ情報を掲載した農園紹介冊子を配布した。



〔農園紹介冊子〕

9 世界都市農業サミットの開催に向けた検討・調査・研究

区では、都市生活と融合する生きた都市農業が受け継がれている。このような都市農業の姿は世界の都市の中でもまれであり、今後の都市生活のあり方をより豊かにする文明史的意義を持つといえる。

こうした魅力・ポテンシャルを世界に向けて発信することを目的として、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催機運の高まりに合わせ、練馬区で世界都市農業サミットの開催を検討する。

10 伝統野菜を活用した食育の推進事業

小学校3年生の社会科授業の地域学習において、練馬の伝統野菜「練馬大根」について学習する機会を創出するための補助教材を作成する。都市農業や練馬大根等への関心、地域への愛着を深め、食農教育の推進を図る。27年度から毎年、区立小学校3年生に配布する。



〔冊子「まるごと練馬大根」〕

11 農業体験農園

農業体験農園は、区が管理する区民農園・市民農園とは異なり、農家が自ら開設し、経営・管理する農園で、区は園主に対し助言等を行うほか、施設整備費・管理運営費の一部を助成している。

利用者は、入園料・野菜収穫代金を支払い、園主の指導のもと、年間20種類以上の野菜の種まきから収穫までを体験することができる。

8年4月に「緑と農の体験塾」が誕生し、28年3月現在、17園、1,857区画が利用されている。

12 区民農園

区民が土に親しみながら、収穫の喜びを味わえるように、区が土地所有者から宅地化農地を借用し、区民農園を開設している。

13 市民農園

健康でゆとりある区民生活に資するとともに、良好な都市環境の形成と農地の保全を図ることを目的として、区が土地所有者から生産緑地を借用し、市民農園を開設している。

〔農業体験農園一覧〕 平成27年度末現在

名 称	区 画 数
緑 と 農 の 体 験 塾	153
大 泉 風 の が っ こ う	137
田 柄 す ず し ろ 農 園	118
イ ガ さ ん の 畑	122
学 田 体 験 農 園	74
農 学 校 「 石 泉 愛 ら ん ど 」	160
農 業 体 験 農 園 「 緑 の 散 歩 道 」	135
農 業 体 験 農 園 「 ど ろ ん こ わ ろ っ ぽ 」	125
農 業 体 験 農 園 「 井 頭 体 験 農 園 」	113
農 業 体 験 農 園 「 百 匁 の 里 」	101
農 業 体 験 農 園 「 楽 農 く ら ぶ 」	82
農 業 体 験 農 園 「 南 大 泉 や さ い 村 」	100
農 業 体 験 農 園 「 農 の 詩 」	82
農 業 体 験 農 園 「 旬 感 倶 楽 部 」	101
あーばんあくりぱーく石神井台	88
関 町 グ リ ー ン ガ ー デ ン	109
農 業 体 験 農 園 「 百 匁 の 里 第 二 」	57
計 17 園	1,857

注：1区画の面積は、おおむね30㎡である。

## 〔区民農園一覧〕

平成27年度末現在

名 称	区 画 数
中 村 南 一 丁 目	90
向 山 四 丁 目	98
高 野 台 三 丁 目	59
春 日 町 二 丁 目	38
高 松 一 丁 目	30
高 松 三 丁 目	38
田 柄 一 丁 目	235
田 柄 二 丁 目	45
石 神 井 町 六 丁 目	16
上 石 神 井 二 丁 目	133
上 石 神 井 南 町	40
下 石 神 井 六 丁 目	73
関 町 南 三 丁 目	119
関 町 南 三 丁 目 第 二	82
東 大 泉 二 丁 目	92
西 大 泉 二 丁 目	169
南 大 泉 や ま ぶ し	49
大 泉 学 園 町 一 丁 目	38
大 泉 学 園 町 四 丁 目	146
計 19 園	1,590

注：1区画の面積は、おおむね15㎡である。

## 〔市民農園一覧〕

平成27年度末現在

名 称	区 画 数
旭 谷 町 東	44
谷 原 西	56
南 大 泉	49
西 大 泉	48
西 大 泉	49
計 5 園	246

注：1区画の面積は、おおむね30㎡である。

## ●都市農地の保全に向けた取組の推進

## 1 都市農地の保全

都市農地は、安全で新鮮な農産物の生産に加え、防災、食育など多様な機能を有している。

都内の市街化区域内農地は、過去10年間で約1,000haも転用されるなど、年々減少しており、適切な保全を図っていくことが求められている。

練馬区は、市街化区域内農地をもつ38の区市町で構成される都市農地保全推進自治体協議会の会長区として、他の自治体と連携し、都市農地の保全に向けた制度改正等を国へ要望するなどの活動を行っている。

## 2 農の風景育成地区制度の活用

都市の貴重な農地を保全し、農のある風景の維持を目的として東京都の独自制度として平成23年8月に創設された。

制度の特徴は以下のとおりである。

- ・地区内では、複数の農地等を一つの都市計画公園

などとして指定することが可能となる。

- ・農業者との協力、連携を図ることで、農地の活用を通じた農業者と地域住民との交流が促進される。
- ・都市農地の重要性などについての住民の理解が進み、農のある風景が育まれる。

練馬区では27年6月に「高松一・二・三丁目地区」が指定された。今後も、都と連携しながら、都市計画制度などを積極的に活用し、農地や屋敷林のある風景を保全していく。

## 3 防災機能の周知

区内には、23区で最も多くの農地がある。都市農地は、住宅などが密集している地域で、火災時の延焼を防止する空間や一時避難スペースなどの機能が期待されている。

27年度は、農地の防災上の役割を明確にするため、J A東京あおばと締結している災害時の協定内容について協議を行った。

## 4 生産緑地の指定

3年9月に生産緑地法が一部改正され、区内（市街化区域内）の農地は、保全するものと宅地化するものとに都市計画上明確に区分され、保全する農地は生産緑地地区として指定することになった。

指定された農地は、一定期間営農が義務付けられる一方、相続税納税猶予（農業を継続することを約束することで、納税が猶予される）が受けられる。

そこで区は、できるだけ多くの農地を保全するため、4年以降も生産緑地の指定を行っており、27年11月の生産緑地地区面積は、約189haとなっている。

## 〔農家戸数・農業従事者数および農地面積〕

年次	農家戸数(戸)	農業従事者数(人)	農地面積(ヘクタール)	生産緑地面積(ヘクタール)
23	513	1,090	244.4	199.0
24	498	1,075	239.8	195.1
25	480	1,014	230.4	192.6
26	465	968	224.1	189.4
27	441	919	218.9	187.1

資料：農家戸数と農業従事者数は「農業経営実態調査」による（各年8月1日現在）。

農地面積は都税事務所固定資産税課税による（各年1月1日現在）。

生産緑地面積は各年の告示面積による。

## 〔地区別農産物生産面積表〕

〔単位：アール〕

	品目	合計	練馬	石神井	大泉		品目	合計	練馬	石神井	大泉	
野菜類	キャベツ	2,743	580	935	1,228	野菜類	レタス	101	13	21	67	
	ブロッコリー	939	391	216	332		その他野菜類	1,884	336	518	1,030	
	大根	877	387	183	307		野菜類計	11,599	3,697	3,216	4,686	
	枝豆	760	329	211	220		野菜類以外計	柿	643	131	161	351
	ジャガイモ	635	275	165	195			ブルーベリー	643	85	154	404
	トウモロコシ	507	284	79	144			梅	302	85	61	156
	ほうれん草	499	171	147	181			ブドウ	220	42	91	87
	こまつな	450	138	182	130			栗	199	35	46	118
	ネギ	434	147	118	169			キウイ	79	58	16	5
	サトイモ	333	104	83	146			その他果樹類	555	246	122	187
	にんじん	329	132	63	134			以植木	1,018	146	677	195
	カリフラワー	272	107	88	77			芝	871	0	69	802
	サツマイモ	258	109	45	104			花類	381	88	26	267
	トマト	249	77	69	103		その他	165	58	55	52	
ナス	167	60	52	55	野菜類以外計	5,076	974	1,478	2,624			
キュウリ	162	57	41	64	延べ生産面積計	16,675	4,671	4,694	7,310			

※その他野菜類……南瓜、水菜、白菜、玉ねぎ、生姜、たらの芽、おくら、竹の子、いんげん、かぶ、絹さや、ふき、ピーマン、うど、アスパラ、サニーレタス、八つ頭、しそ、のらぼう等

その他果樹類……みかん、ゆず、かりん、すもも、レモン等

その他……麦、緑肥、茶、牧草等

資料：「農業経営実態調査」による（27年8月1日）

## 5 制度改正に向けた取組の推進

生産緑地に指定できない500㎡未満の農地は宅地並みの税が課せられるなど、農業の存続、農地の保全が極めて困難な状況にある。また、農地を継承するために大きな役割を果たしている相続税納税猶予制度は、適用の要件が極めて厳格である。

これらの課題を踏まえて、区は、26年9月に行われた、国による「国家戦略特区における新たな事業提案の募集」に際し、都市農業の継続・拡大のため、以下の3つの提案を行った。

- ① 生産緑地地区の指定に係る面積要件を廃止すること
- ② 市街化区域内農地の賃借を可能とするとともに、当該農地を相続税納税猶予制度の対象とするよう措置を講じること
- ③ 防災施設や直売所等の農地内設置に係る相続税納税猶予制度適用の要件緩和をすること